なごみヘルパーステーション「運営について」

訪問介護重要事項説明書　　令和７年４月

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：０８３６－３５－７５３３
担当者　：福原　恵美子
ご不明な点は何なりとお尋ねください。

事業者概要

事業者名称	合同会社　和（なごみ）の会
法人登記所在地	山口県宇部市草江２丁目５番５号
電話番号・Fax	電話 0836-35-7530（Fax：0836-35-7531）
介護保険法令に基づく	
宇部市指定事業所	なごみヘルパーステーション
（指定番号）	第３５７０２０３１６０号
住所	山口県宇部市草江２丁目５番６－１号
電話番号・Fax	電話 0836-35-7533（Fax：0836-38-5800）

職員体制

月曜日～日曜日

職員	常勤	非常勤	合計
管理者	１名（兼）		１名
サービス提供責任者	３名（内２名兼）		３名
訪問介護員	１名（兼務）	１０名（兼務含）	１１名

（事業の目的）

合同会社和の会（以下「事業者」という。）が開設する、なごみヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護（介護予防訪問介護）を提供するとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

（運営方針）

本事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととします。

（１）利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問介護計画を作成することにより、利用者が必要とする生活支援や介護を個別的に行います。

（２）利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明します。

（３） 適切な相談・助言、生活支援、介護技術をもってサービスを行います。
（４） 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護を提供します。
（５） 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとします。

（１）管理者　１名（サービス提供責任者と兼務）

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行います。

（２）サービス提供責任者　３名（常勤・内管理者兼務１名、施設兼務１名）

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行います。

・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成、変更等を行い、利用の申込みに係る調整を行います。
・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
・訪問介護員の能力や希望をふまえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（３）訪問介護員等　１１名（常勤施設兼務１名、非常勤兼務４名、非常勤６名）

訪問介護員等は、訪問介護の提供を行います。

（営業日、営業時間等）

（１）営業日･･･月、火、水、木、金曜日
（２）営業時間…午前９時から１７時まで
（３）サービス提供日･･･３６５日
（４）サービス提供時間･･･午前６時から２３時まで

※営業時間外は留守番電話により対応します。緊急の場合はなごみ館 0836‐35‐7530へお電話ください。

（事業の内容及び利用料等）

事業の内容及び利用料等は次の通りとします。

（１） 指定訪問介護の内容は次の通りとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用負担割合証に記載の割合の額とします。当事業所は特定事業所加算Ⅱの算定事業所です。

① 身体介護
② 生活援助

（２）第９条の通常の事業の実施地域を超えて行うサービスに要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収します。

①通常の事業実施地域を超えた地点から、片道１キロメートルにつき１００円
②通常の事業実施地域を超えた地点から往復を計算し、１キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

（３）前２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとします。

（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、宇部市（恩田・岬・見初・琴芝・神原・常盤・上宇部の各小学校校区）とします。

（サービス利用に当たっての留意事項）

サービスを利用する際には以下の点に留意していただくものとします。

（１）健康チェックの結果、入浴サービスの提供を中止する場合があること。

（２）利用日当日にサービスを利用しない場合は、前日までに事業所に連絡すること。

（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

（１） 訪問時に利用者の体調不良等に遭遇、発見した場合には　急変時対応マニュアルに基づいて救急搬送等の措置を講じます。

（２） あらかじめ契約時にかかりつけ医等の情報をお知らせいただきます。
介護支援専門員、主治医、訪問看護等に相談の上、緊急連絡の順位等にそってご連絡をさせていただきます。

（３） 訪問介護員は救急車には同乗できないこと。入院等に生じる契約書類等の記入も出来ない旨をご理解いただき、ご家族等で対応していただくことをご承知ください。

（事故発生時の対応）

事故が発生した場合、事故発生時対応マニュアルに基づいて適正に処理します。

（１） 事業所は、サービス提供中に、利用者の病状の急変、事故その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、当該利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

（２） 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

（３） 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

（苦情等の受付窓口）

利用者またはその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

当事業所の苦情受付窓口は下記の通りとします。

受付時間　　月曜日～金曜日（年末年始を除く）　９時～１７時

担当者：岡田　敏行　　電話：0836-35-7530　　FAX：0836-35-7531

（教育等）

事業所は、訪問介護職員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設け、業務体制を整備します。

（１）採用時研修　　採用１ヵ月以内

（２）継続研修　　月１回

（３）介護に関する研修及び学会への参加等

（服務規律）

（１） 従業者は、就業規則にある服務規程を遵守します。

（２） 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。

（３） 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（虐待防止について）

事業者は　利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるよう努めるものとします。

（１） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに　その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

（２） 成年後見制度の利用支援

（３） 苦情解決体制の整備

（４） 虐待防止のための指針等の整備

（５） 訪問介護員等に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（６） 上記の措置を適切に実施するための虐待防止に関する責任者の選定および設置
虐待防止責任者　　管理者　福原恵美子

事業所は　サービス提供中に当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町に通報するものとします。

（ハラスメントについて）

事業所は適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から　職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

ハラスメントは　介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員等の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。

（１） 性的な話をする。必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為

（２） 特定の訪問介護員等に嫌がらせ、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力

（３） 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力

（４） 長時間の電話、訪問介護員等や事業所に対して理不尽な苦情申し立て等の行為

（事業継続計画の策定等について）

事業所は　感染症または非常災害の発生時において　利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業所は訪問介護員等に対し、事業継続計画について周知するとともに　必要な研修および訓練を定期的に実施するものとします。

事業所は　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（感染症対策の強化・衛生管理について）

訪問介護員等の清潔の保持および健康状態について　定期健康診断等の必要な管理を行うとともに　事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業所は事業所において感染症が発生、または蔓延しないような以下の措置を講じる。

（１）事業所内における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね６ヶ月に１回以上開催するとともに　その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において　訪問介護員等に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に行う。

（その他運営についての重要事項）

この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、合同会社　和の会と管理者との協議に基づいて定めるものとします。

この重要事項説明書を改定する場合、軽微な事項および法改正に伴う事項については通知を持って同意をいただいたものとします。ただし、変更事項に同意できない場合は契約を解約できるものとします。

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明します。

令和　　年　　月　　日

所在地　　山口県宇部市草江２丁目５－６－１
事業所名　　なごみヘルパーステーション
事業者　　合同会社和の会
代表社員　久保田トミ子

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄＿＿＿＿

家族代表者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄＿＿＿＿